

(様式第1号)

会 議 室 利 用 申 請 書

第 年 月 号 日

静岡県総合社会福祉会館指定管理者
静岡県社会福祉協議会・静岡ビル保善グループ
代表団体 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

申請者 所在地 (住所)
名 称 (氏名)
連絡責任者
氏 名 電話 ()

会議室を利用したいので、次の通り申請します。

申請内容

(※印欄は記入しないでください。)

利 用 年 月 日	会 議 室 番 号		利用時間 (該当に○)	利 用 人 員	利用目的 (テーマ等)	※利用料
年 月 日			9 : 00~12 : 00	人		円
			13 : 00~17 : 00			
			17 : 30~21 : 00			
年 月 日			9 : 00~12 : 00	人		円
			13 : 00~17 : 00			
			17 : 30~21 : 00			
年 月 日			9 : 00~12 : 00	人		円
			13 : 00~17 : 00			
			17 : 30~21 : 00			
年 月 日			9 : 00~12 : 00	人		円
			13 : 00~17 : 00			
			17 : 30~21 : 00			
年 月 日			9 : 00~12 : 00	人		円
			13 : 00~17 : 00			
			17 : 30~21 : 00			
合 計						円

この欄は記入しないでください

※利用者 区 分	福祉 ・ 一般	※承 認 年月日	年 月 日	※領 収 年月日	年 月 日
-------------	---------	-------------	-------	-------------	-------

※ 記入の前にお読みください。

- 1 申請者の名称（氏名）は、実際に利用される方の名称（氏名）を記入してください。
- 2 社会福祉団体として申請される場合は、福祉団体であることを証する書類の提示を求めることがあります。
- 3 利用日が2日以上に亘る場合は、利用日ごとに欄を変えてください。
- 4 利用時間には次のような決まりがありますので、御利用日・時間を決めるうえでの参考にしてください。
 - (1) 会議室の利用時間は次の3つに区分してあります。これ以外の時間帯での貸し出しは行っておりません。
① 9：00～12：00（午前） ② 13：00～17：00（午後） ③ 17：30～21：00（夜間）
 - (2) 展示ギャラリーとしての利用時間帯は、9：00～17：00のみです。
 - (3) 各区分の利用時間は、入室から退室までの時間です。準備や後片付けに要する時間もこの中に含まれますので、これらに要する時間を御勘案のうえ、申請してください。
 - (4) 「午前」と「午後」、「午後」と「夜間」の間の空白の時間は、それぞれを連続して利用される場合に限り続けて御利用いただけます。
- 5 会議等に参加の方は、当会館駐車場を利用できません（障害者を除く。）ので御注意ください。

利用に際しての注意事項

- 1 利用料は、お早めに納入してください。口座振込みは下記へお願いします。

銀行名	静岡銀行本店	
預金名義人	(福) 静岡県社会福祉協議会	(振り込み手数料は御負担願います。)
預金の種類	普通預金	
口座番号	1 3 6 3 7 4 8	
- 2 当日は、この「承認書」と、利用料が振り込み済みであることを確認できる書類を会館管理室に提示のうえ、室の鍵を受け取ってください。
- 3 当該催事への参加者は、会館駐車場に駐車できませんので、あらかじめ参加者に周知しておいてください。
- 4 利用時間を超過した場合、超過した側の時間帯の利用料を追加納入いただくことになりますので、催事の進行には十分御注意ください。
- 5 入室定員は必ず守ってください。また、定員内であっても混雑が予測される場合は、十分な整理員を配置してください。
- 6 終了時には、机、椅子その他の設備類は利用前の状態に戻してください。
- 7 貸し出しを受けて使用した茶器セット、水差し等は洗って返してください。
- 8 設備、備品などを棄損した時は、損害を賠償していただきます。
- 9 持ち込んだ物品類は、利用者の責任において管理してください。
- 10 会館内では次の事項は禁止しております。
 - ① 所定の場所以外での喫煙
 - ② 喧嘩または示威行為
 - ③ 器物等の汚損または損傷
 - ④ 動物の携行（補助犬を除く。）
 - ⑤ 営利を目的とした行為
 - ⑥ その他、他人への迷惑や、管理上支障となる行為
 - ⑦ 会館内での飲酒
- 11 インターネットの利用について
 - ① 個人情報等については利用者の責任において取り扱ってください。
 - ② 通信環境の安定性が損なわれる場合があることを理解の上、御利用ください。
- 12 次の行為は許可を受けてください。
 - ① 暖房器具、電熱器等を使用するとき
 - ② 宣伝文、ポスター、ビラ、その他これらに類するものを掲示し、または配布するとき
 - ③ 特別な設備を設置し、または特別な装飾を施すとき